

15 職業上の不正をより深く理解する
～ACFE「2024年度版 国民への報告書」

24 ニューヨーク南部地区連邦地検では
全てが優先事項

32 リアルタイムのディープフェイクによる
完璧な不正行為

40 不正実行者の犯罪心理を探る

FRAUD

A PUBLICATION OF THE ASSOCIATION OF CERTIFIED FINANCIAL EXAMINERS

MAGAZINE®

【企業不正対策の専門誌】

VOL. 100 | OCTOBER/NOVEMBER 2024 |

FRAUD-MAGAZINE.COM

一般社団法人 日本公認不正検査士協会 ACFE JAPAN



『FRAUDマガジン』 日本版100号記念特集

日本のガバナンスとACFE JAPAN、飛躍への提言

八田進二先生 特別インタビュー

02





日本のガバナンスとACFE JAPAN、 飛躍への提言

八田 進二 先生

●特別インタビュー

『FRAUDマガジン』日本版は本号で創刊100号を迎えた。2008年1月の刊行以来、世界における不正対策の最新情報を扱った翻訳記事から会員活動報告まで、多様な情報を提供している。日本版刊行の契機は、現在、当協会の評議員会会長を務める八田進二先生の米国版の特集インタビューであり、J-SOX法の理念と詳細を、米国をはじめとする世界のACFE会員に伝えて反響を得た。日本版創刊号の表紙も飾った八田先生に、日本におけるガバナンスや不正対策研究の歴史を紐解いていただき、さらに2025年に創立20周年を迎えるACFE JAPANへの提言を頂いた。聞き手は、本年7月に就任した福岡広信専務理事(兼事務局長)である(本文中は敬称略)。



福岡: 本日は、『FRAUDマガジン』日本版の創刊第1号で表紙と特集を飾った八田進二先生に、この間を振り返っていただくとともに、2025年に20周年を迎えるACFE JAPANのあるべき姿と責務、将来像について提言をいただきたいと思います。まず、八田先生が企業の不正や不祥事、内部統制といったテーマに注目されるようになったきっかけを教えてください。

八田: 私は、財務会計の中でも特に会計士監査、とりわけ米国の公認会計士監査制度を研究してきました。そうした中で、1987年にニューヨークで開催された米国公認会計士協会（AICPA）創立100周年記念総会に参加したことが一つの転機になりました。この大会には、全米から優秀な会計士数千人が集まっており、各ブースでいろいろな情報提供が行われていました。その一つに「不正な財務報告」という報告書の展示と解説がありました。これは「不正な財務報告全米委員会」（通称「トレッドウェイ委員会」）が2年半の研究活動を経て公表したレポートです。当時米国で蔓延していた会計不正に着目し、多面的な視点から防止対策を検討していたことに驚きました。私は報告書を複数手にして、日本へ持ち帰り、早速に、この報告書を先輩研究者とともに日本語に翻訳して出版したのです。

報告書は不正に関する実務対応のための指針という形で、49項目の改善勧告が書かれていました。それらの勧告は、企業だけでなく、会計士業界や規制当局、さらには教育機関などに対して向けられたものであり、例えばAICPAに対しては「今後、より不正を見抜くような監査技法を開発すべきである」といった提言も含まれていました。一方、教育機関に対しては、「証券市場における不正がいかに罪悪であるかを徹底的に周知させること。そしてそれがどのようにして防止・抑止できるのかということも教えなさい。なぜならば、学生がいったん社会に出て特定の組織に入ると、そこの考え方に染まってしまう。それでは遅いから、教育の段階でしっかりと教え込むことが肝要である」との内容がうたわれていました。

福岡: なるほど。今に続く「不正管理ガイド」などの「源流」は、1980年代の後半に生まれたのですね。

八田: おっしゃる通り、1988年、米国で公認不正検査士協会（ACFE）という組織が創設されてCFE（公認不正

検査士）という資格制度が導入されたのです。

その後、1992年には新たな「内部統制」に関する報告書が発表されます。先述したトレッドウェイ委員会の提言の中には、「われわれの後続の委員会を設けて、さらに『あるテーマ』だけを中心に考えるべきである」というものもありました。その「あるテーマ」こそ、内部統制の課題だったのです。不正の防止には、まず第一に、企業・組織の内部統制がしっかりしていなければだめだと指摘するものでした。

米国では、内部統制については、早くから会計士業界だけでなく、広く経済界でも議論されてきていました。しかし各々の団体や組織が、それぞれに独自の基準等を設けて対応しており、必ずしも統一的理解がなされていないという点が問題なのだと。そこで、そうした基準等を統合することで共通理解の得られる考えをまとめる必要性を提言していたのです。その「後続」の委員会は、やがてAICPA、米国会計学会（AAA）、財務担当経営者協会（FEI）、内部監査人協会（IIA）および全米会計人協会（NAA）（現在の、管理会計士協会（IMA））の5つの組織の支援を受けた「トレッドウェイ委員会支援組織委員会」（COSO: Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission）となります。日本でも有名な、このCOSOが1992年に内部統制だけに焦点を当てた報告書『内部統制の統合的フレームワーク』を公表したのです。

福岡: その報告書も八田先生が関わって翻訳し、日本に紹介したのですね。当時、どのような反響がありましたか。

八田: 翻訳が完成した2000年前後は、日本ではまだ内部統制や不正といった議論がほとんどなされていない時代でした。COSOの提唱する内部統制が旧来の概念と異なっていたのは、内部統制の所有者は経営者であり、経営者も自ら構築した内部統制の枠内に含まれる、という点でした。それまでの日本における内部統制の議論は、経営者が自ら経営を行うための手足となるようなプロセスや仕組みであり、経営者自身はその埒外にある、という認識に基づいていました。しかし、COSOの報告書はそうした考えを根底から覆すものであり、経営トップであっても、内部統制の一部であり、自らも評価される対象だということが明示されたわけです。ですから、日本

の経営者にとっては、COSOの新しい内部統制の概念は受け入れ難いものであるということから、2000年代後半頃までは経営陣には受け入れられないどころか、多くの日本企業は内部統制の必要性すら感じていなかったのが実状ですね。

福岡：お話を聞くと隔世の感がありますが、そうした日本の企業風土が大きく変わったのは何が要因でしょうか。

八田：米国では2001年に総合エネルギー企業だったエンロン事件、2002年には通信大手のワールドコム事件といった、大粉飾事件が相次いで起きました。特にこの2つの事件は米国の会計制度、そして証券市場全体の信頼性を失墜させるものであり、これらが契機となって企業の内部統制の必要性が認識され、企業会改革法、いわゆるSOX法（サーベインズ・オクスリー法）が2002年に成立したのです。これらの事件は日本企業にもショックを与えました。

振り返ると、1980年代後半から1990年代は米国の会計士業界の黄金時代であり転機でもあった、と言えるかもしれません。1993年にビル・クリントンが大統領に就任して以降、米国経済は右肩上がり成長していきました。経済活動が活発になる一方、規制当局であるSEC（米国証券取引委員会）は上場会社の決算に疑問の目を向け始めます。ある意味で、そうした状況の結果の一つが、エンロン社の事件でした。当時は同社以外でも、多数の上場会社の会計不正が露呈しました。それら不正企業の多くをクライアントとして抱えていたのが、エンロン社の会計監査も担当していた、当時は5大会計事務所の一角だった、アーサー・アンダーセンでした。結局、同事務所は、信用失墜と顧客離れもあって解散に追い込まれるわけですが、このような事態を深刻にとらえて米国政府も大急ぎでSOX法を制定したのです。

SOX法の目玉の施策の一つは「公開会社会計監視委員会」（PCAOB：Public Company Accounting Oversight Board）の創設です。会計事務所の監査業務の監視と会計プロフェッションが遵守すべき監査基準・品質管理基準そして倫理基準など、ほぼ全ての基準設定の権限がPCAOBに与えられたことで、上場企業監査におけるAICPAの自主規制は終焉を迎えた、と言えるでしょうね。

もう一つの目玉の施策がSOX法第404条です。上場企業に対して不正な財務報告の防止を目的として、内部統制を整備・運用し、有効に機能していることを経営者が自ら評価し報告する責任を明示するとともに、会計監査を行う同一の監査人による監査証明を受けることを定めました。この条項は米国の上場会社にとって負荷が大きかったことから、多くの課題も提起されました。しかし、あくまでも不正は現場で起きるわけですから、経営者が本気になって、組織全体において、不正の防止に向けた対策を講じることが必要だという状況になっていったのです。

福岡：米国の動きが、当時の日本の金融当局などにも多大な影響を与えたのですね。

八田：当局の動きもさることながら、米国と軌を一にするかのように、日本でも2003年頃から会計不正事案が相次ぎました。西武鉄道の有価証券報告書虚偽記載（2004年）やカネボウ粉飾決算事件（2005年）、日興コーディアルグループ粉飾事件（2006年）、ライブドア粉飾事件（2006年）など、さまざまな形で証券市場を舞台とした会計不正が起きました。こうした不祥事の影響も大きく、結果として、金融庁そして経済界が内部統制に関心を示すようになるわけです。

J-SOX法の成立、ACFE JAPANとの出会い

福岡：日本でも内部統制報告制度、いわゆるJ-SOX法の議論がこの時期から活発になります。また、ACFE JAPAN（日本公認不正検査士協会）が設立されたのも同時期です。

八田：J-SOX法について述べると、米国SOX法の考え方を金融庁も受け入れ、証券市場における開示行政の大改革に乗り出します。2000年代半ばには金融庁は証券取引法の全面的見直しを行っていましたが、最後の最後に3つの新しい政策を入れ込みました。それは、開示制度の整備の一環ということで、経営者確認書の義務化、四半期開示制度、そして内部統制報告制度です。2005年の年明けに金融庁の企業会計審議会では新たな部会として、内部統制部会が設置され、私自身、その初代の部会長に就任して、一連の内部統制基準づくりに関わり



ました。

実際に金融商品取引法に生まれ変わった際に、経営者確認書の義務化、四半期開示制度、そして内部統制報告制度上の3つの施策が制度化されたのです。それと前後して会社法の中でも、内部統制という言葉こそ使っていませんが、取締役に対して「業務の適正を確保するための体制」の整備という表現で、事実上の内部統制関連規定が新設されたのです。ですから、上場・非上場に問わず、会社組織は全て内部統制規定が適用されています。そうした意味で言うと、日本でもこの十数年の間に、健全な組織運営が必要だという共通認識が醸成されてきたわけです。こうした背景もあって、現場にいる人たちは皆、自分たちが見たり聞いたりした不正は見逃さないという、そういう風土なり意識は芽生えてきていると言えるでしょうね。

福岡: 八田先生が企業会計審議会の内部統制部会長に就任された経緯やJ-SOX法の理念は、『FRAUDマガジン』日本版1号、また米国版の本誌特集でも大きく取り上げられました。2005年は八田先生とACFE JAPANの出会いの年でもありました。

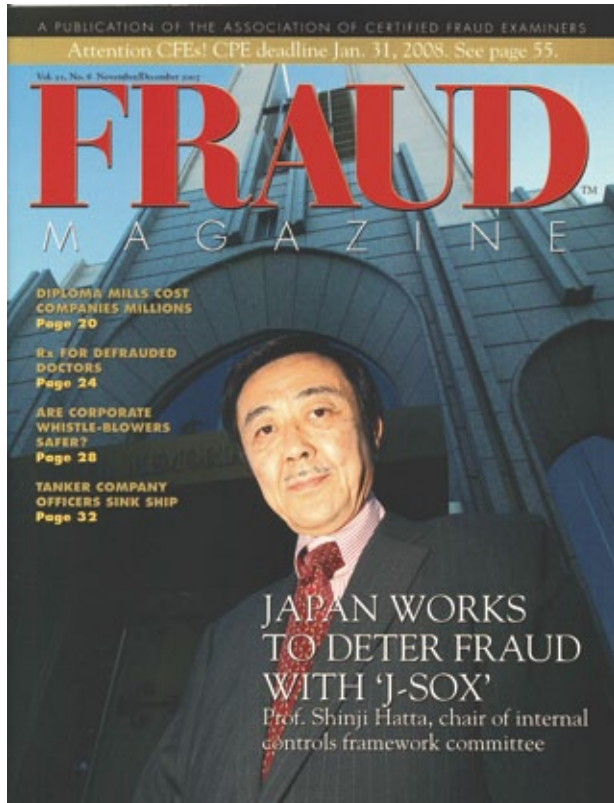
八田: ACFE JAPANが活動を開始した際に、アドバイザー・コミッティーの委員長就任を依頼され、日本におけるよりよい企業社会の構築に貢献できれば、という思いで快諾しました。

2007年の『FRAUDマガジン』の記事掲載の際は、当時、米国版の編集長だったディック・カローザ氏(編注:現在は名誉編集長)からインタビューを受け、私はJ-SOX法の理念や日本における内部統制、不正対策の実情を解説しました。その際、「コーポレートガバナンス、内部統制、監査、不正検査の分野に携わる専門家は、不正を摘発して名声を得る、功名主義的な存在であってはならない」ということも述べましたが、その思いは今も変わらないですね。

福岡: 端的に、当時との比較で、企業や組織の不祥事は



はった・しんじ ● 慶應義塾大学経済学部卒業、早稲田大学大学院商学研究科修士課程修了、慶應義塾大学大学院商学研究科博士課程単位取得満期退学。博士(プロフェッショナル会計学)(青山学院大学)。金融庁・企業会計審議会委員(内部統制部会長、監査部会長)同・監査の在り方に関する懇談会座長。文部科学省・学校法人のガバナンスに関する有識者会議および学校法人ガバナンス改革会議の委員。第三者委員会報告書格付け委員会委員。日本公認会計士協会倫理委員會有識者懇談会議長、日本内部監査協会名誉会員。また複数の企業・団体等の社外監査役や監事を務めている。主な著書に、『会計プロフェッションと監査』『会計・監査・ガバナンスの基本課題』『公認会計士倫理読本』『開示不正—その実態と防止策—』『不正—最前線』『「第三者委員会」の欺瞞』『体験的ガバナンス論』『組織ガバナンスのインテリジェンス』『憂国の会計・監査・ガバナンス』ほか多数。



米国本誌2007年11月/12月号。
八田先生のインタビューがメインの特集として組まれた。

現在の方が増えているのでしょうか。CFEが対応する不正案件は、年を増すごとに多様化する傾向にあります。

八田：よく尋ねられる質問ですが、単純には比較できないですね。なぜならば、不正や不祥事が内々に検知されて解決してしまった場合は顕在化しません。一方、現在は、不正や不祥事を顕在化させるチャンネルが数多く存在します。会社内の内部通報制度やホットラインに限らず、メディアへの内部告発やSNSの利用、特にX（旧ツイッター）などが顕著ですよ。誰でも匿名の形で不正に関する情報を世の中に発信できる術があるのです。今は不正などが「見える化」されており、一見すると増えているように映りますが、それをもって単純に「以前に比べて増えている」とするのは早計でしょう。また、企業や経済界にはCFEのような不正の検知や対策を専門とするスタッフも増えています。逆に、むしろ昔は、不正の大半が隠蔽や先送りされて、企業ぐるみで墓場まで持って行って、いつの間にか消し去られたケースも数多くあったのではないかと、思います。

福岡：中小企業は別として、内部統制などの整備が進

み、大手の著名企業ではもう不正が起きる余地はなくなっていると思っていましたが、最近の企業不祥事や不正の報道などに接すると、各業種で日本を代表するような企業でも後を絶っておらず、驚きを禁じ得ません。

八田：結局、「仏作って魂入れず」と言わざるを得ない状況だということです。例えば、質の高い日本のものづくりの歴史を築いていた企業には、それなりにプライドがあるのでしょうか。内部統制制度を構築し、CFEのような専門性を持ったスタッフを置いて、現場では真面目に対応しているように見えますが、それだけでは足りません。一番大事なのは経営トップが制度や仕組みに“魂”を注入することなのです。しかし、それができていない企業があまりにも多いように思います。

例えば日本を代表する企業のトップであれば、まして創業家出身ならば、たとえトップ本人がワンマン経営を標榜していなくても、幹部以下、従業員や下請企業は言うに及ばず、日本の経済界全体、ひいては政治・行政がその顔色をうかがう。特に主要拠点がある地域社会では「殿様扱い」です。法律に触れない形で優越的地位を濫用するような状態が続いてしまいかねない。そうした現状がある限り、いくら内部統制を議論したとしても、不正の温床はなくなりません。

福岡：内部統制に関する取締役の義務が問題となった初期の事案として、大和銀行（現：りそな銀行）事件と神戸製鋼所の株主代表訴訟がありますね。

八田：おっしゃる通り、内部統制の議論について日本で初めて司法が言及したのが、2000年9月20日の大阪地方裁判所による、大和銀行事件の判決であり、その後の神戸製鋼の株主代表訴訟でも、明確に経営者の内部統制責任を認定しています。大和銀行事件では、同行ニューヨーク支店の銀行員による約11億ドルもの巨額損失を発見できなかったとして、当時の代表取締役、ニューヨーク支店長の地位にあった取締役、その他の取締役、および監査役の「善管注意義務」または「忠実義務」が問われ、代表取締役および担当取締役の「内部統制の構築義務」、並びに、その他の取締役および監査役の「監視義務」を認めたのです。一方、神戸製鋼所事件では、総会屋対策で裏金を捻出し、利益供与していた同社に対し、直接関与した取締役だけではなく、代表取締役に対する責任も追及したものでした。神戸地裁は、



裏金の検出および社外流出がなされ、長きにわたり利益供与行為が継続されていたにもかかわらず、早期に有効な防止管理体制を構築できなかった経営トップとしての責任を認定しました。結局、3億1,000万円を会社に支払うことで2002年に和解が成立しました。その際、神戸地裁は異例とも言える「所見」を公表し、内部統制が構築されていたとしても、「構築されたシステムが機能していなければ、取締役は責任を免れない」と指摘したのです。すなわち、「仏作って魂入れず」では駄目だということなのです。したがって、「知らなかった」「聞いていない」との理由で経営者は責任を逃れることはできない、ということです。このように「今後、経営サイドは内部統制に対して真摯に向き合わないと、経営責任を問う」と日本の裁判所が正式に宣言したのです。

不正対策で団体間の協働を進めよ

福岡：内部統制の議論が本格的に始まってから約20

年、これはACFE JAPANの歩みとほぼ軌を一にします。ただ、繰り返しになりますが、組織不正はいまだに後を絶ちません。

八田：日本で内部統制報告制度ができて一番喜んだのは、中間管理者層から下の人でした。それは、「上層部が内部統制、あるいは内部管理体制に対して少しは関心を持ってくれた」「自分たちの言うことも少しは聞いてくれるようになった」、と。一方で、上層部の方は、正直言って、面白くなかったのではないのでしょうか。「自分たち経営者には（内部統制は）関係ない」と思っていたのですから……。

加えて、この辺りの時期から、内部統制対応に向けて「にわかコンサルタント」の類いが現れて、「ゼロから内部統制を整備しましょう」といった営業が繰り返されました。さらにひどいのは、会社側が「ウチのリスクはどこにありますか？」とコンサルタントに尋ねるような場合です。患者から医者に「私はどこが痛いのでしょうか？」などと聞きますか？ そのくらい他力本願的な

AN INTERVIEW WITH PROF. SHINJI HATTA



NEW JAPANESE INTERNAL CONTROLS FRAMEWORK JAPAN WORKS TO DETER FRAUD WITH 'J-SOX'

SINCE THE TURN OF THE CENTURY, JAPAN HAS SEEN A SPATE OF PUBLIC COMPANY DEBACLES SIMILAR TO ENRON AND WORLD.COM. THE GOVERNMENT DIRECTED PROFESSOR SHINJI HATTA AND HIS AD-HOC COMMITTEE OF ECONOMIC EXPERTS TO DEVISE AN INTERNAL CONTROLS FRAMEWORK THAT WOULD RADICALLY CHANGE THE COUNTRY'S DISCRETE ENFORCEMENT SYSTEM AND EMPHASIZE FRAUD DETERRENCE, RAISE REPORTING STANDARDS, AND REPAIR CREDIBILITY.

Takafumi Horie had no use for conventional Japanese business practices. This 30-something, self-proclaimed Web entrepreneur greets donned black t-shirts and jeans while most businessmen still wore the standard issue gray suits. He flaunted the suitless he assumed from his Livexco Co. Ltd., an Internet service provider, and the companies he bought. He drove a Ferrari, lived in one of Tokyo's fashion apartment complexes, and bragged about his success on television – a Japanese taboo where modesty is prized.

But on Jan. 23, Horie's hubris caught up with him. He and other Livexco executives were arrested for allegedly spreading false information about a subsidiary takeover of a publisher. Prosecutors eventually said he violated securities laws to boost the earnings of his Internet company through shady stock splits and swaps and by buying up shares using "dummy" companies. On March 16, he was sentenced to two-and-a-half years in jail. The crime has been called Japan's Enron.

In the past, Japan's white-collar crooks rarely went to prison. Instead, Japanese regulators would mete out punishment one by one with little disclosure and no public humiliation. But that could all be changing.

With Japan's revived economy and divergence from its traditional business traditions, economic crimes with high-penalties are increasing. Japan is gradually shifting toward stronger regulatory scrutiny of business. In 2006, the Financial Services Agency (FSA) – Japan's version of the Securities and Exchange Commission – took 163 administrative disciplinary

actions against financial institutions, an increase of about 50 percent from 2005.

And, more importantly, the country is emphasizing prevention and deterrence. In 2005, the FSA tasked Shinji Hatta and an ad hoc board of economic experts with devising internal control guidelines.

Hatta, a professor of auditing at the Graduate School of Professional Accountancy at Aoyama Gakuin University in Tokyo, didn't want to see any more cases like Livexco. So his board devised a broad framework "encompassing all the efforts to improve confidence in the Japanese securities market through enhancement of internal controls in Japanese-listed companies," Hatta said.

Hatta, chairman of Japan's ACFE Advisory Committee, says that the framework is not a copy of the U.S. Sarbanes-Oxley Act. Though the Japanese media has nicknamed the framework "J-SOX" for expediency, Hatta says the panel constructed a system that would conform to unique Japanese conditions and not mimic SOX. He said the panel wanted to avoid the pitfalls of SOX and tailor the guidelines to Japan. Regulators, the country has had to bring its standards in line with those in the United States and other large countries because of growing competition from global financial centers. And to avoid any more Livexcos.

Hatta spoke to Fraud Magazine from his office in Tokyo. (The original interview was conducted in Japanese by staff members of the ACFE Japan office.)

BY DICK CAROZZA · PHOTOS BY JUNKO KIMURA

November/December 2007 FRAUDMAGAZINE | 37

米国本誌の特集ページ。J-SOX法をいち早く米国で紹介する先進的な記事となり大きな反響を得た。



対応が蔓延していたので、当時、私は厳しく批判しました。

ただ、企業の担当者にも思惑があつて、「何か」内部統制上の問題が起きた際に、自分たちの責任を逃れるために、コンサルタントに外注していたわけです。要するに主体性がなく、受け身になって任せっぱなしということです。実際、私が内部統制の講演会やセミナーをしても、経営者自らが参加する企業は皆無に近かった。だから私は、「内部統制対応は、あくまでもその企業の経営トップの主体的な対応が一番重要だ」と強調していました。そんな無責任体制の成れの果てが、今も起きている不正や不祥事の原因だと感じます。

福岡：内部統制報告制度の導入以後、外部監査は財務情報に加えて、内部統制の領域にも広がりました。

八田：2001年から2002年にエンロン事件とワールドコム事件が発覚した時、米国では市場関係者から「不正を見抜けない監査は無用だ」という声が噴出しました。しかし、今ではそこまで踏み込んで、本当に不正がないと見届けるような監査対応が求められているわけです。そうすると、今までの会計情報の監査一辺倒ではなくて、企業の健全性自体をチェックする監査、すなわち内部統制、さらにはガバナンスの監査も必要になる。そこで私などは今、「これからの監査は企業の活動全体の適切性等を検証するという点での『企業監査』という大きい流れになっていくであろう。そこで扱うのは財務情報だけではなく非財務情報、過去情報だけでなく将来情報まで、つまり会計監査からもっと広がってガバナンス監査も入ってくる」と指摘しています。これはCFEのみならずにも、是非、理解していただきたいと思っています。

福岡：そうした考え方は日本でも主流になっていくのでしょうか。

八田：現実には、まだまだ大変難しいと認識しています。なぜならば、日本の公認会計士はそういった企業監査自体に対する知見に乏しいからです。ましてや、2005年から公認会計士試験の受験資格要件が撤廃されたことで、残念ながら会計士全体の質の低下は否めません。では、どうすればいいか。本来的に企業監査ができることとされる監査役との連携をより強化することが1つの解決策になるかもしれません。企業経営の健全性、財務情報の信頼性を担保し、社会に発信するという同じ目的のため、今まで以上に協力関係を深めようというわけです。ちなみに、米国では、米国公認会計士協会（AICPA）と内部監査人協会（IIA）、そしてACFEが三位一体となって不正防止ガイドラインを公表しています。1887年に創立されたAICPAと1941年創立のIIA、1988年創立のACFEが対等な立場で協働しているのです。

福岡：米国の取り組みは先進的ですね。

八田：一方、日本の現状をみると、ACFE JAPAN、日本公認会計士協会（JICPA）、日本内部監査協会、さらに、日本監査役協会が各々で活動しています。日本企業の不正防止を担うのはこの4団体ですが、協働という面では、これまではほとんど“無縁”と言っている状態です



(編注：2022年のジャパン・カンファレンスでは八田先生の呼びかけで、初めて4団体のトップが登壇するパネルディスカッションが実現した)。

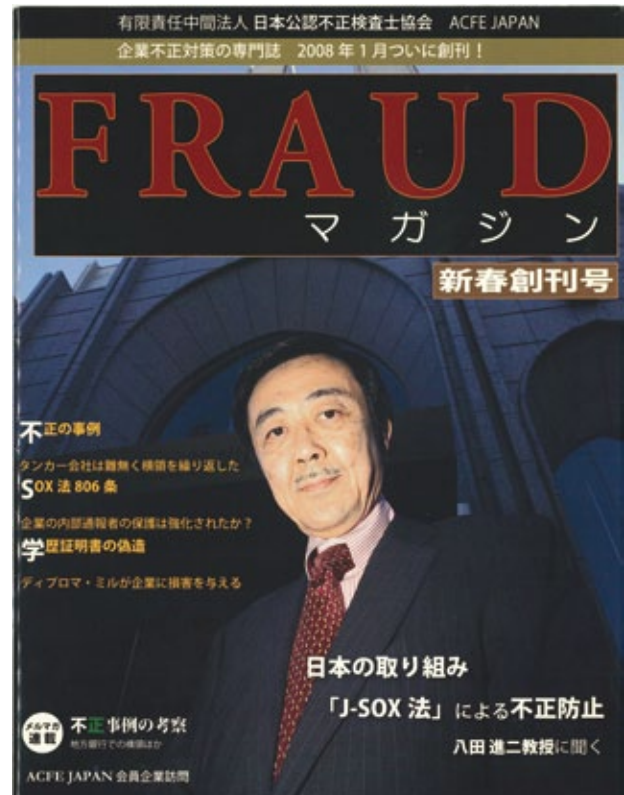
幸いにも、現在、いい方向に風が吹いてきている感触はあります。注目したい動きの一つは、監査の専門的な研究・教育を行っている団体である日本監査研究学会の動きです。1978年設立で、間もなく50周年を迎えます。最初はアカデミズムの学者だけの団体でしたが、監査は実学だから実務家も入れようということで、多くの会計士も参加するようになりました。また、個人をベースにした会員組織について、監査という職能を担うJICPA、監査役協会、内部監査協会の3協会を法人会員として受け入れる賛助会員制度も会則に規定されていたことから、2023年にはACFE JAPANが新たに賛助会員として認定されています。さらに、監査法人が加入する特別会員制度も設けられています。

今後、会員の減少が見込まれる中で、米国のような各団体同士の連携が構築されつつある状況は、心強く感じています。そのような意味では、今後は、次の世代が監査や不正対策の認知度を高め、社会的貢献度も高めるといふ「第2の時代」を迎えていると私は期待しています。

ACFE JAPANの飛躍のカギは「質と量」

福岡：ACFE JAPANは2025年、創設20周年を迎えます。八田先生は現在、評議員会の会長という立場で大所高所から、ACFE JAPANの理論的な指導役を担われています。組織としての課題をどのようにお考えですか。

八田：まずは会員数をもっと増やさなければいけないと思います。人数が増えないと認知度が高まりませんし、社会的な貢献も評価されにくい。ただ、前述したアカデミックな学会にも共通する課題ですが、日本の総人口が減少に転じたこともあって、会員の数を増やすことが難しい状況も理解しています。あるいは、会員の高齢化が進み、なかなか新陳代謝が起きないという現実もあります。幸い、ACFE JAPANは創立20周年とはいえ、まだまだ新参の組織ですから、今は、いかに認知度を高めていくか、という点を考えた方が良いでしょう。まず、あら



八田先生の特集記事を契機に日本語版『FRAUDマガジン』が2008年1月に創刊され、本号で100号を迎えた。

ゆるところでCFEが活躍している姿が目に見えないといけない。CFEの活躍が可視化されれば、社会はCFEへの評価を高めていくでしょう。

例えば、ある企業や組織で内部通報や内部告発があった際、組織から独立した信頼できる人に相談してもらおう。その相談を受けた人は秘密を守りながら、中立的に調査を行って意見を言う。そういう立場の人にCFE資格を持った人が就くというのは一つの理想型です——このようにACFE JAPANがCFEの具体的なロールモデルを提示していくことも大切です。

現実的にすでに知られてきているのが、不祥事を起こした組織において設置される第三者委員会の調査です。その第三者委員会の委員になる人の属性としては、従来から弁護士や会計士が多いのですが、近年は不正問題に対して大局的かつ真摯に対応できるCFEのライセンスを持った人が加わる事案が増えています。弁護士や会計士でCFE資格を有する人たちが第一線で活躍している。そういった方々には「不正防止・発見・調査の専門家」というメッセージをさらに前面に打ち出してもら



いたいですね。

福岡：ACFE JAPANの会員数は2024年度、3,000名を超えました。事務局としては「会員1万人」というメッセージ、目標を出しています。

八田：私たち評議員や理事も、あながち荒唐無稽な数字ではないと思っています。ただ、やみくもに会員数を増やせばいいのかというと、決してそうではありません。CFE有資格者の個々人の質も絶対に担保する必要があります。

福岡：日本において、弁護士は約4万5,000名（2024年4月時点）、公認会計士は約4万2,000名（同年7月時点）、税理士が約8万1,000名（同年6月時点）です。これらの資格者数と比較すると、CFEはまだ増えてもよいように考えています。

八田：弁護士や会計士は業務独占資格で、また開業登録制です。一方、CFEは、公認内部監査人(CIA)と同様に、特に日本の場合、企業や組織に所属して機能する資格です。ですから、いわゆるダブル・ライセンスやトリプル・ライセンスという考え方に基づくしかありません。つまり、すでに持っている本業の「プラスαの資格」というわけです。CFEの究極的なミッションは不正の防止ですから、企業、特に上場・大手企業の中で資格者を増やしていくことが重要でしょう。

あるいは、ガバナンス強化の一環として、内部統制のモニタリング要素の中に内部監査人が入るように、不正防止というモニタリングの要素の中に、CFEが入ることを想定すべきかもしれません。ガバナンス開示情報、つまり有価証券報告書のガバナンス情報にCFE資格取得者がいることを示せば、株主をはじめとするステークホルダーの安心感を醸成することができるはずで、ディスクロージャーの一翼をCFEが担えるようになれば、大きな効果があると思いますし、その存在感はさらに増すでしょう。

加えて、監査役がCFE資格を持っているということは非常に意義があることだと思います。現状、監査役には適格性要件がありません。株主総会の選任を受ければ、誰でも監査役になれます。実際、会計も監査も知らない素人であっても監査役になれるわけです。しかし、日本の監査役が独特なのは、会計監査のほかに業務監査という役割があること。会計監査は会計のチェックをすれ



ばいいわけですが、業務監査は取締役の職務の執行が法令や定款に違反していないかに関して行われる監査です。まさに世界に類を見ないような、取締役レベルも巻き込んだ業務の有効性や信頼性のチェックです。これができるのは、監査役設置会社での監査役しかいないわけです。業務監査をきちんと強化していく、その一環として、CFE資格は有力な武器になるのではないかと思います。

福岡：2021年、金融庁の「会計監査の在り方に関する懇談会」の報告書（論点整理）の中で、CFEの活用が言及されました。これは意義深いことです。

八田：この懇談会は、2015年に東芝粉飾決算事件が起きた後、金融庁で会計監査全般を見直すために設置されました。2021年の時は私が座長でした。この論点整理の中で、「公認会計士の能力発揮・能力向上」という項目において「不正を見抜く力の向上」が強調され、CFE資格の有効性に関する記載が盛り込まれました。さらに「不



正の防止・発見・抑止に関する資格である公認不正検査士の試験・研修から参考となる内容を取り入れること」「こうした技術の理解や技術を用いた不正の発見等に資する方策も検討されるべきである」と明記されました。これはACFE JAPANにとっても画期的なことでした。

今、日本の経済界を牽引している、世界的にも有名な企業でさえ、次々に不正や不祥事が起きています。逆に言えば、不正を巡る議論を日本で沸騰させるためには、まさに今がチャンスとも言えます。不正が起きて、当局などから業務改善命令が出た時、不正に真正面から真摯に対応しているかが報告書中で示されているか。その一つのヒントはCFEの資格者の支援や知見の活用にあると言っても過言ではないでしょう。

福岡:最後にACFE JAPANの会員へメッセージをいただけますか。

八田:これは他の資格にも言えることですが、特に日本

では昔から「資格取得がゴール、全て」でした。しかし、今は時代が変化して、企業やビジネスパーソンを取り巻く環境も複雑化、高度化しています。その変化に対応するために、資格保持者も日々、知識や専門性をアップデートしていかなければいけないし、そのためには継続的な学びが欠かせません。みなさんはCFE資格の取得で終わるのではなく、CPE（継続的専門教育）という学びを続けていくことがプロフェッションとしてのスタートラインになります。そして、キャリアを通じた教育、トレーニング、能動的な課題意識の醸成を継続してほしいと願っています。そうした成長がなければ、今の時代、資格を取得したことへの満足や喜びは得られないと、私は考えています。

福岡:本日は貴重なお話の数々、本当にありがとうございました。



インタビュー終了後の八田先生(右)と福岡専務理事(左)